

正常に働きつづける
ためにも点検・整備を！

忘れていませんか？ 消防用設備等の点検・報告を！

《消防用設備等は、年中無休で働き続けています。》



点検・整備は確実に!!

点検・報告義務のある人

消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置が義務づけられている防火対象物の関係者（所有者・占有者・管理者など）

点検をする人

消防設備士・消防設備点検資格者など

報告を受ける人

消防長又は消防署長



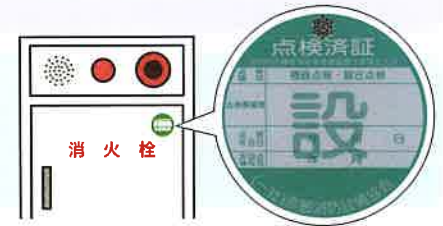
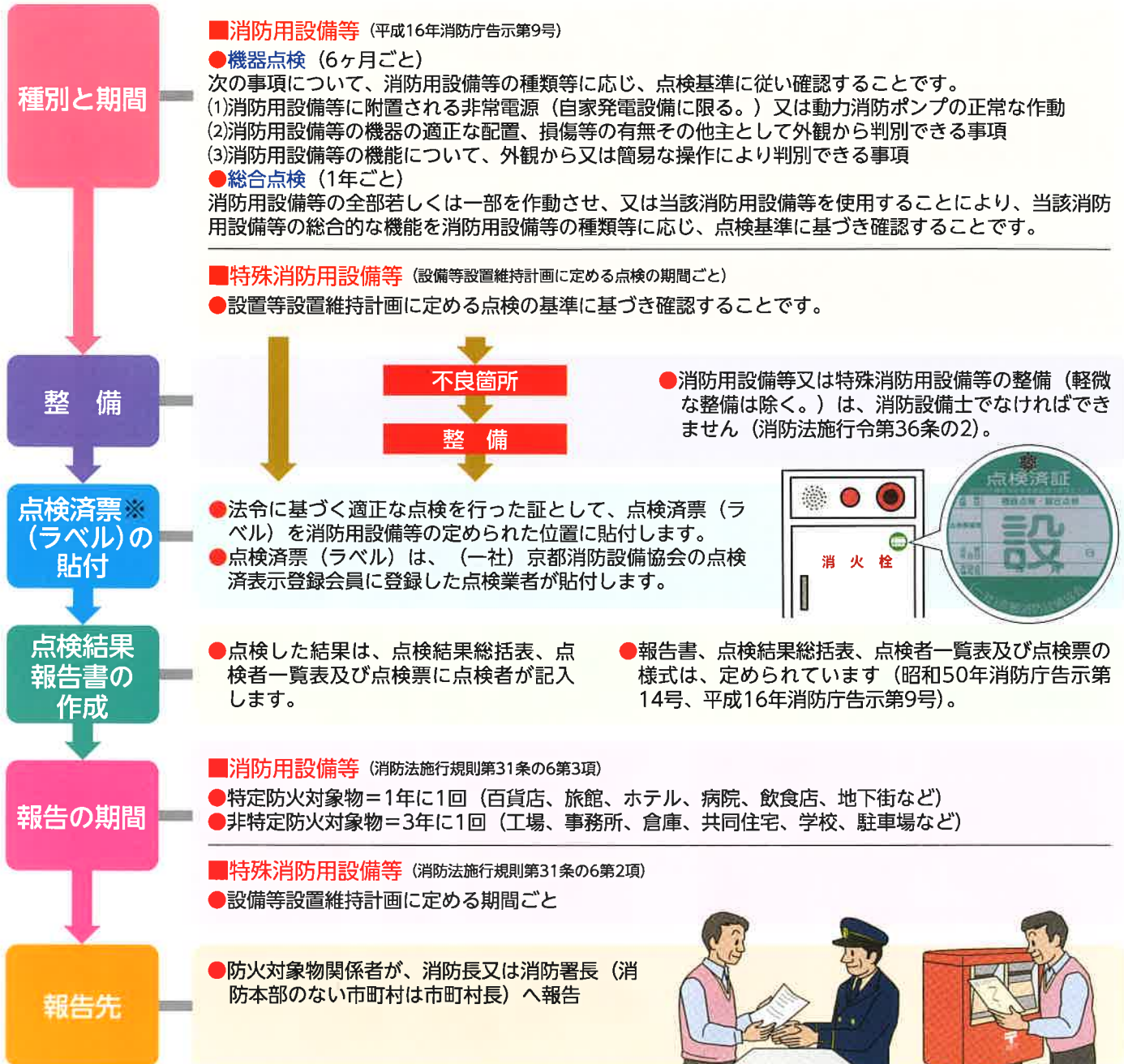
罰 則

消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果の報告をしない者又は虚偽の報告をした者

- 30万円以下の罰金又は拘留（消防法第44条第11号）
- 上記の場合、その法人に対しても上記に定める罰金刑が科せられます（消防法第45条第3号＝両罰規定）。

消防用設備等の点検時には、必ず立ち会って適切な点検が実施されているかを確認しましょう！

点検から報告まで



※点検済表示制度を活用している場合に限りです。

しない

粗雑な点検を行う事業者を選定しない

信頼できる点検事業者を選定し、適正な点検をさせましょう。

価格か? 品質か?

させない

粗雑な点検をさせない

点検は、法令で定められた点検基準と点検要領に従って行わなければなりません。点検時には、防火管理者等が必ず立ち会って、適正な点検が行われているかを確認するよう指導されています。*

※ (平成11年消防予第145号)

ゆるさない

不適正な点検事業者をゆるさない

粗雑な点検を行う事業者と契約し、不適正な点検が行われた場合、維持義務違反として罰せられるのは「防火対象物の関係者」です。